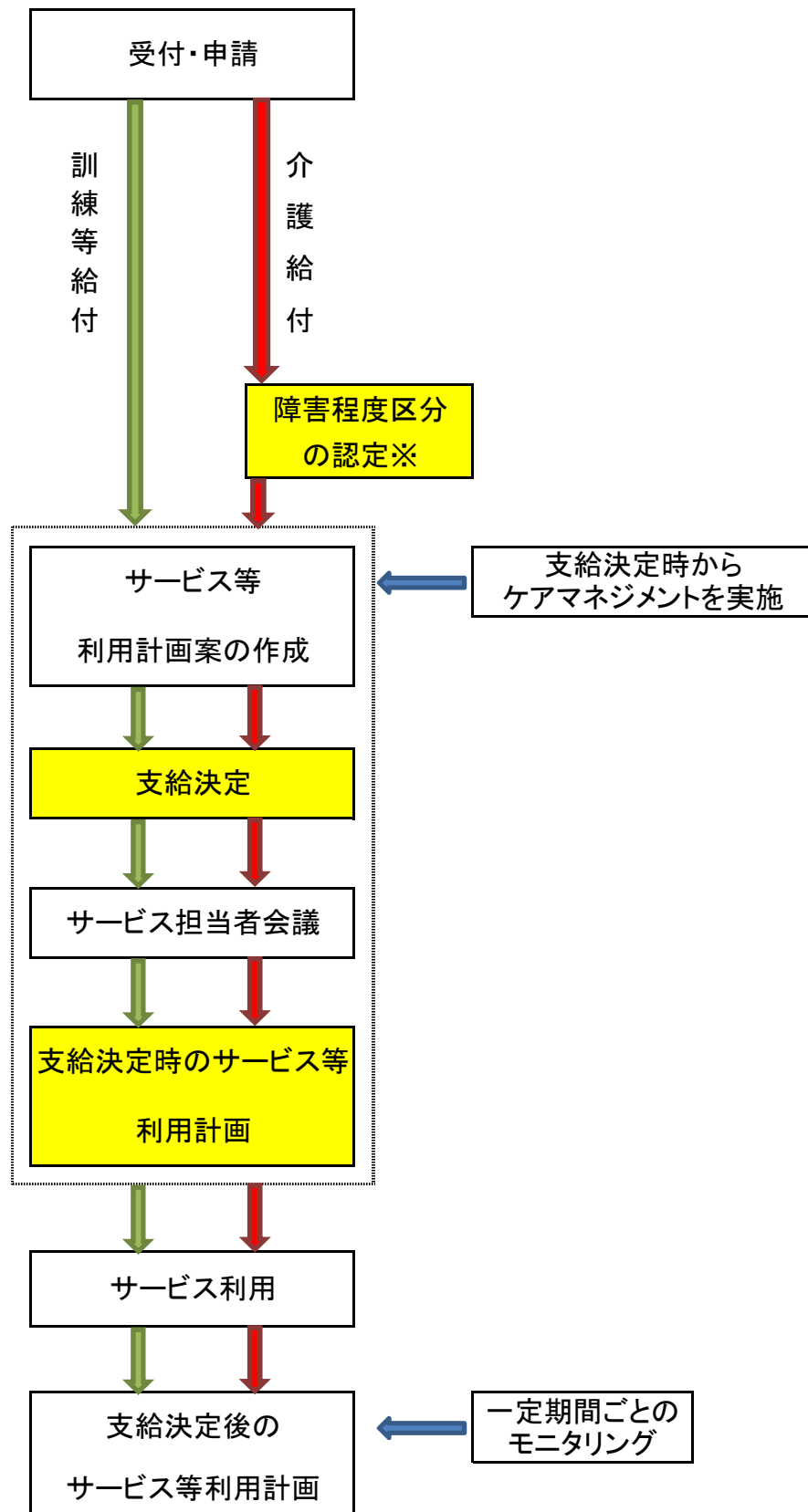


自立支援給付(介護給付・訓練等給付)制度利用まで



※同行援護の利用申請は、さらに同行援護アセスメント票によるアセスメントを行います。
ただし、身体介護を伴わない場合は、心身の状況に関する106項目のアセスメント、障がい程度区分の一次判定、二次判定(審査会)及び障がい程度区分の認定は行わないものとします。